

# 旅館業の申請・届出の手引（高知市）

Ver 2023. 12. 13

このようなときは		以下の手続きが必要です。	備考
旅館業	1	旅館業（①旅館・ホテル営業、②簡易宿所営業、③下宿営業）を営もうとするとき 許可申請 *法第3条第1項 【p2へ】	事前（30日前）に日数の余裕を持って申請してください。 *高知市標準処理期間：30日
	2	事業の譲渡及び譲受けについて、承認を受け、営業者（旅館業を営む者）の地位を承継しようとするとき※ 承継承認申請 注：譲渡前に承認申請をしてください。 *法第3条の2 【p4へ】	事前（30日前）に日数の余裕を持って申請してください。 *高知市標準処理期間：30日
	※令和5年12月13日以後の事業譲渡の場合、譲渡人及び譲受人の連名による承継承認申請が可能となりました。		
	3	営業者（旅館業を営む者）である法人の合併又は分割について、承認を受け、営業者の地位を承継しようとするとき 承継承認申請 注：法人の合併又は分割の登記前に承認申請をしてください。 *法第3条の3 【p5へ】	事前（30日前）に日数の余裕を持って申請してください。 *高知市標準処理期間：30日
	4	営業者（個人）が死亡し、相続人が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするとき 承継承認申請 *法第3条の4 【p6へ】	死後60日以内に申請して、その承認を受ける必要があります。 *法第3条の4第1項
	5	「申請書」又は「承継承認申請書」に記載した事項（営業の種別を除く）に変更があったとき 変更届 *省令第4条 【p7へ】	変更から10日以内 *省令第4条
	<p>以下の内容に変更があった場合は変更届の提出が必要です。</p> <p>① 営業者の氏名又は住所（法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地、代表者氏名、役員氏名）</p> <p>② 営業施設の名称</p> <p>③ 営業施設の構造設備の概要（敷地面積、建築面積、建築延べ面積、客室数、宿泊定員、共用設備（浴室、洗面設備、トイレ）、浴槽の設備・配管系統等）</p> <p>④ 営業開始の予定年月日</p> <p>⑤ 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容</p>		
6	営業の全部若しくは一部を停止又は廃止したとき （（全部・一部）停止・廃止）届 *省令第4条 【p8へ】	停止又は廃止から10日以内 *省令第4条	
7	浴槽水の水質検査の結果が基準を超えたとき 届出 *条例第6条第2項 【p9へ】 注：定期的に水質検査をしなければなりません。	水質検査の結果、基準を超えていた場合は、その旨を直ちに届け出なければなりません。 *条例第6条第2項	

法：旅館業法

省令：旅館業法施行規則

条例：高知市旅館業法施行条例

規則：高知市旅館業法施行細則

# 1 旅館業を営もうとするとき

\*法第3条第1項

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	30日前を目処に日数の余裕を持って申請してください。 *高知市標準処理期間：30日
留意事項	<p>1 学校等施設（旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設）の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内において、旅館業を営むための施設（以下「旅館施設」）を建築しようとする場合及びその建築完了後に当該旅館施設で旅館業を営もうとする場合は、当該旅館施設について、あらかじめ保健所長の同意を得なければなりません。→「高知市旅館業に係る学校等施設環境保持要綱」第1号様式による届出が必要です。旅館施設を建築しようとする場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による建築確認申請前に、保健所長に届け出る必要があります。*高知市旅館業に係る学校等施設環境保持要綱第1～3条</p> <p>2 他法令の規制により旅館業の営業ができない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>① 事前に、用途地域・建築確認の要否・構造等について確認してください。 ア 都市計画法所管部署：高知市都市計画課（823-9465）→旅館業を営もうとする場所の用途地域を確認してください。 イ 建築基準法所管部署：高知市建築指導課（823-9470）→旅館業を営もうとする場所の用途地域での旅館業営業の可否・建築確認の要否・建築基準法の構造等について確認してください。 ウ 建築基準法に適合させるために改修工事（例：主要な間仕切壁を準耐火構造とするなど）を行わなければならない場合がありますので、建築士に相談のうえ適切な改修・維持管理を行ってください。</p> <p>② 事前に、消防局にて「消防法令適合通知書」の交付を受けてください。 ・消防法令適合通知書交付申請窓口：高知市消防局予防課（871-7504）</p>
手数料	高知市収入証紙 22,000円 *高知市手数料並びに延滞金条例 第1条 別表(第1条関係) (14) 旅館業法関係手数料
提出書類	旅館業営業許可申請書（第1号様式）
添付書類	(1) 位置図（営業施設の周囲おおむね200メートル以内の地域の状況を明らかにした図面） 注：営業施設の周囲おおむね100メートル以内に以下の施設があるときは、その施設からの距離を詳細に記入してください。該当施設がないときは「100メートル以内に旅館業法第3条第3項各号に該当する施設なし」と記入してください。 ① 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 ② 幼保連携型認定こども園 ③ 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター ④ 公民館、図書館、博物館、博物館に相当する施設、少年院、少年鑑別所、街区公園、青少年教育施設又はスポーツ施設その他の施設であって市長が【平成24年高知市告示第68号（平成30年高知市告示第168号改正）】にて指定する15施設 *法第3条第3項第3号、条例第4条第1項各号、平成24年高知市告示第68号
	(2) 敷地内の建物の配置図
	(3) 営業施設の平面図 ※ 循環式浴槽を設置する場合には、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統を示した図面を含む。 ※ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合には、空気取入口及び配管の系統を示した図面を含む。
	(4) 構造設備の仕様書 →第1号様式（別紙1） →第1号様式（別紙2）
	(5) 土地又は建物が申請者の所有でないときは、その所有者の使用承諾書
	(6) 消防法令適合通知書
	(7) 営業施設について、建築基準関係法令に適合していることを証する書類（建築確認が必要な建築物については、建築確認検査済証の写し）
	(8) 申請者が法人である場合→ ① 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 ② 当該法人の役員全員の氏名（振り仮名を付けること。）、生年月日、性別及び住所を記載した一覧表 *H30.5.11薬生衛発0511第2号
	(9) その他保健所長が必要と認める書類

その他：入浴施設を新設し、又は改装した場合には、営業開始前に十分に清掃及び消毒をするとともに、レジオネラ属菌の細菌検査を実施して安全性を確認してください。（任意） \*H12.5.17衛指第56号

# 参考資料 平成24年高知市告示第68号 (平成30年高知市告示第168号改正反映済み)

## 高知市告示第68号

高知市旅館業法施行条例第4条第1項第6号の規定により同項各号に掲げる施設に類似する施設を指定するので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月1日

高知市長 岡崎 誠也

### 1 青少年教育施設

名 称	位 置
高知県立塩見記念青少年プラザ	高知市小津町6番4号
高知市工石山青少年の家	高知市土佐山高川1898番地33
高知市青年センター	高知市棧橋通二丁目1番50号

### 2 スポーツ施設

名 称	位 置
高知県立県民体育館	高知市棧橋通二丁目1番53号
高知県立武道館本館	高知市丸ノ内一丁目8番3号
高知県立武道館分館	高知市丸ノ内一丁目2番71号
高知県立春野総合運動公園	高知市春野町芳原2485番地
高知市総合運動場	高知市大原町158番地
高知市東部総合運動場	高知市介良丙1000番地1
高知市針木運動公園	高知市針木北一丁目15番15号
高知県立弓道場	高知市高埴12番1号

### 3 その他の施設

名 称	位 置
高知市立へき地保育所	高知市立へき地保育所条例(昭和38年条例第54号)第2条に規定する位置
高知県立文学館	高知市丸ノ内一丁目1番20号
高知市立龍馬の生まれたまち記念館	高知市上町二丁目6番33号
高知みらい科学館	高知市追手筋二丁目1番1号

## 2 事業の譲渡及び譲受けについて、承認を受け、営業者

(旅館業を営む者) から営業者の地位を承継しようとするとき

\*法第3条の2

提出先	高知市保健所 生活食品課 (高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階) 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	事前(30日前)に日数の余裕を持って申請してください。 ★譲渡の効力発生後は、承認申請できません。 *高知市標準処理期間:30日
留意事項	1 <b>譲渡を行う前に承認を受ける必要があります。</b> *法第3条の2 令和5年12月13日以後の事業譲渡の場合、営業者の地位の承継承認申請が可能となりました。 2 申請者名は、譲渡人と譲受人の連名となります。
手数料	高知市収入証紙 7,400円 *高知市手数料並びに延滞金条例 第1条 別表(第1条関係)(14) 旅館業法関係手数料
提出書類	譲渡の場合の旅館業営業承継承認申請書(第2号様式)
添付書類	① 旅館業の譲渡を証する書類(今後譲渡する旨を証する譲渡契約書等の写し) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>譲渡を証する書類に必要な記載項目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡人の氏名, 住所 (法人にあっては, 名称, 代表者名, 主たる事務所の所在地)</li> <li>・譲受人の氏名, 住所 (法人にあっては, 名称, 代表者名, 主たる事務所の所在地)</li> <li>・旅館業営業施設の名称, 所在地</li> <li>・旅館業営業許可に係る事業を譲渡する旨</li> <li>・譲渡の効力発生年月日</li> </ul> </div> <p>② 譲受人が法人である場合→ア <u>定款又は寄附行為の写し</u>及び<u>登記事項証明書</u> イ 当該法人の役員全員の氏名(振り仮名を付けること。), 生年月日, 性別及び住所を記載した一覧表</p>

### 3 営業者（旅館業を営む者）である法人の合併又は分割について、承認を受け、営業者の地位を承継しようとするとき

\*法第3条の3

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	事前（30日前）に日数の余裕を持って申請してください。 *高知市標準処理期間：30日 ★合併または分割の登記後は、承認申請できません。 *昭和61年1月30日事務連絡
留意事項	1 承継する法人の <b>登記前</b> に承認を受ける必要があります。 *昭和60年12月24日衛指第270号 2 合併前に承認申請手続きを行う場合の申請者名は、合併する両会社の連名又は合併後の会社名としてください。 *昭和61年1月30日事務連絡 3 承認後、承継した法人の登記事項証明書の提出をお願いします。 4 合併の場合と分割の場合でそれぞれ申請書の様式が異なります。
手数料	高知市収入証紙 7,400円 *高知市手数料並びに延滞金条例 第1条 別表(第1条関係) (14) 旅館業法関係手数料
提出書類	①法人の合併の場合→法人の合併の場合の旅館業営業承継承認申請書（第3号様式） ②法人の分割の場合→法人の分割の場合の旅館業営業承継承認申請書（第4号様式） 注：合併の場合と分割の場合でそれぞれ申請書の様式が異なります。
添付書類	①法人の合併の場合→ア 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し イ 当該法人の役員全員の氏名（振り仮名を付けること。）、生年月日、性別及び住所を記載した一覧表 *H30.5.11 薬生衛発0511 第2号 ②法人の分割の場合→ア 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し イ 当該法人の役員全員の氏名（振り仮名を付けること。）、生年月日、性別及び住所を記載した一覧表 *H30.5.11 薬生衛発0511 第2号

具体例		必要な手続	*昭和61年1月30日事務連絡
1	ア 法人①：A旅館営業者 法人②：営業者でない } 合併→法人①が存続する	特段の手続きは不要。ただし、代表者や役員に変更があれば変更の届出が必要。	
	イ 法人①：A旅館営業者 法人②：営業者でない } 合併→法人②が存続する	A旅館について（法人②が承継することの）承認申請	
	ウ 法人①：A旅館営業者 法人②：営業者でない } 合併→新法人③を設立する	A旅館について（新法人③が承継することの）承認申請	
2	ア 法人①：A旅館営業者 法人②：B旅館営業者 } 合併→法人①が存続する	A旅館については特段の手続きは不要。ただし、代表者や役員に変更があれば変更の届出が必要。 B旅館について（法人①が承継することの）承認申請	
	イ 法人①：A旅館営業者 法人②：B旅館営業者 } 合併→新法人③を設立する	A旅館について（新法人③が承継することの）承認申請 B旅館について（新法人③が承継することの）承認申請	

## 4 営業者（個人）が死亡し、相続人が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするとき \*法第3条の4

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	営業者の死亡後60日以内	
留意事項	死亡後60日以内に申請して、その承認を受ける必要があります。 <small>*法第3条の4第1項</small> 60日を超えた場合は、営業者の地位を承継することはできません。この場合、新規の許可を受ける必要があります。	
手数料	高知市収入証紙 7,400円 <small>*高知市手数料並びに延滞金条例 第1条 別表(第1条関係) (14) 旅館業法関係手数料</small>	
提出書類	相続の場合の旅館業営業承継承認申請書（第5号様式）	
添付書類	(1)	戸籍謄本 又は不動産登記省令（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
	(2)	相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

## 5 「申請書」又は「承継承認申請書」に記載した事項

(営業の種別を除く)に変更があったとき \*省令第4条

提出先	高知市保健所 生活食品課 (高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階) 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	変更から10日以内	
留意事項	<p>1 次の場合は変更届ではなく、事前の許可申請が必要です。</p> <p>(1) 営業の種別(旅館・ホテル営業, 簡易宿所営業, 下宿営業)を変更する場合 <small>*昭和32年8月3日衛発第649号</small> ただし, 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が, 当該施設において下宿営業を営もうとする場合は, 新規の許可申請は不要です。<small>*法第3条第1項</small></p> <p>(2) 譲渡・合併・分割・相続のいずれにも該当せず, 営業者が代わる場合</p> <p>(3) 施設の移転や改築により旅館としての同一性を失う場合</p> <p>2 以下の内容に変更があった場合は変更届の提出が必要です。</p> <p>(1) 営業者の氏名又は住所 (法人の場合は, 名称, 主たる事務所の所在地, 代表者氏名, 役員氏名)</p> <p>(2) 営業施設の名称</p> <p>(3) 営業施設の構造設備の概要 (敷地面積, 建築面積, 建築延べ面積, 客室数, 宿泊定員, 共用設備(浴室, 洗面設備, トイレ), 浴槽の設備・配管系統等)</p> <p>(4) 営業開始の予定年月日</p> <p>(5) 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容</p>	
手数料	なし	
提出書類	旅館業営業許可(承認)事項変更届(第6号様式)	
添付書類	(1)	<p>個人の営業者が氏名を変更した場合 → 戸籍の抄本(謄本でも可)又は氏名変更が確認できる戸籍記載事項証明書の提示をお願いします。</p>
	(2)	<p>法人の名称, 主たる事務所の所在地, 代表者氏名 又は 役員氏名を変更した場合 → 定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書 【登記事項証明書の場合は, 変更の前後が確認できる「履歴事項全部証明書」をご用意ください。場合によっては「閉鎖事項証明書」が必要になります。】 注: 新たに就任した役員がいる場合は, 新役員全員の氏名(振り仮名を付けること。), 生年月日, 性別及び住所を記載した一覧表も添付してください。<small>*H30.5.11 薬生衛発0511 第2号</small></p>
	(3)	<p>営業施設の構造設備を変更した場合 →</p> <p>① 営業施設の平面図(浴槽の設備, 配管系統等を変更した場合は, 当該図面を含む。)</p> <p>② 構造設備の仕様書(第1号様式別紙1及び別紙2による。)</p> <p>③ 消防法令適合通知書</p> <p>④ 建築確認が必要な場合は, 建築確認検査済証の写し</p>

その他: 入浴施設を新設し, 又は改装した場合には, 営業開始前に十分に清掃及び消毒をするとともに, レジオネラ属菌の細菌検査を実施して安全性を確認してください。(任意) \*H12.5.17衛指第56号


## 6 営業の全部若しくは一部を停止又は廃止したとき

\*省令第4条

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	停止（廃止）から10日以内
留意事項	停止する場合は、停止予定期間を記載してください。
手数料	なし
提出書類	旅館業営業（（全部・一部）停止・廃止）届（第7号様式）
添付書類	廃止した場合は、旅館業営業許可書又は旅館業営業承継承認書を添付してください。



## 7 浴槽水の水質検査の結果が基準を超えたとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588																
提出部数	1部																
提出期限	施設利用者の安全確保のため、定期的に行う浴槽水の水質検査の結果が基準を超えていた場合は、 <b>直ちに</b> 届出をしてください。一旦は電話連絡等でも結構です。																
留意事項	1 浴槽水の水質検査を定期的に行わなければなりません																
	 <span style="float: right; color: red;">* 条例別表の2 衛生措置の基準の表第13号</span>																
	水質検査を行うべき頻度																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">施設の管理状況</th> <th style="width: 40%;">検査の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ろ過器を使用していない浴槽水</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>毎日完全に換水している浴槽水</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">連日使用している浴槽水</td> <td>浴槽水の消毒が塩素消毒の場合</td> <td style="text-align: center;">1年に2回以上</td> </tr> <tr> <td>浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合</td> <td style="text-align: center;">1年に4回以上</td> </tr> </tbody> </table>		施設の管理状況	検査の頻度	ろ過器を使用していない浴槽水	1年に1回以上	毎日完全に換水している浴槽水	連日使用している浴槽水	浴槽水の消毒が塩素消毒の場合	1年に2回以上	浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合	1年に4回以上					
	施設の管理状況	検査の頻度															
ろ過器を使用していない浴槽水	1年に1回以上																
毎日完全に換水している浴槽水																	
連日使用している浴槽水	浴槽水の消毒が塩素消毒の場合	1年に2回以上															
	浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合	1年に4回以上															
水質の基準（規則第5条別表）																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事項</th> <th style="width: 45%;">方法</th> <th style="width: 30%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 濁度</td> <td>比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法</td> <td>5度以下であること。</td> </tr> <tr> <td>2 有機物等 （全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量）</td> <td>全有機炭素計測定法又は滴定法</td> <td>全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。 *ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。</td> </tr> <tr> <td>3 大腸菌群</td> <td>下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法(試料は、希釈せず使用するものとする。)</td> <td>1ミリリットル中に1個以下であること。</td> </tr> <tr> <td>4 レジオネラ属菌</td> <td>ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</td> <td>検出されないこと (100ミリリットル中に10シーエフユー未滿)。</td> </tr> </tbody> </table>			事項	方法	基準	1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。	2 有機物等 （全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素計測定法又は滴定法	全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。 *ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。	3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法(試料は、希釈せず使用するものとする。)	1ミリリットル中に1個以下であること。	4 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと (100ミリリットル中に10シーエフユー未滿)。
事項	方法	基準															
1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。															
2 有機物等 （全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素計測定法又は滴定法	全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。 *ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。															
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法(試料は、希釈せず使用するものとする。)	1ミリリットル中に1個以下であること。															
4 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと (100ミリリットル中に10シーエフユー未滿)。															
2 基準に適合していることを確認するとともに、検査結果は検査の日から3年間保管しなければなりません。* 条例別表の2 衛生措置の基準の表第13号																	
3 この水質検査の結果、基準を超えていた場合は、その旨を <b>直ちに</b> 届け出なければなりません。 <span style="float: right; color: red;">* 条例第6条第2項</span>																	
手数料	なし																
提出書類	様式は特に指定していません。任意の様式で結構です。																
添付書類	検査結果の写しを添付してください。																